

※コメントは、委員からの意見・補足になります。

前文

第 1 章（総則）

- (1) 条例制定の目的
- (2) 条例によってめざすまちの姿
- (3) 条例の位置づけ（最高規範性）

第 2 章 町が守る町民の権利

- (1) 生涯にわたる健康、安全生活権
- (2) 政策形成への参加権
- (3) 個人情報、プライバシー保護
- (4) 知る権利
- (5) 学ぶ権利
- (6) 環境権
- (7) こどもが健やかに成長する権利
- (8) 医療・介護サービスの受給権
- (9) 自由移動、交通権
- (10) 経済的に破綻しないで生活できる権利

コメント [01]: 町=役場と捉えてしまうと、役場の負担が増えるのではないかと
→「町民の権利」に修正

コメント [02]: 公の情報についてということ
とでよいか？

コメント [03]: 子どもが健やかに育つための環境づくりという意味合いが含まれている。

コメント [04]:
①この項目は必要か？自己責任の問題だと思う。
②現実、困っている人はいるから外さない方がよいのでは？ただし、言い方を工夫した方がよい。

コメント [05]: これに対応して、第 1 章に「町民の参加する権利」を入れる必要があるのでは？

コメント [06]: 「条例施行後の評価と見直し」に修正

コメント [07]: (1) との整合性をどうと
るか？（国や県からの自立と連携は両立できる？）

第 3 章 町政運営の基本的なあり方

- (1) 国、県からの自立、町の個性維持
- (2) 町民との情報共有、町民意見による運営
- (3) 町民の政策形成参加の拡大
- (4) 町民の自主的公益活動、ボランティア活動の促進
- (5) 成果評価に基づく政策形成（計画、予算）
- (6) 効率的で健全な財政確保
- (7) 住民苦情、相談の尊重、行政運営への活用
- (8) 行財政情報の公開、透明性の確保
- (9) 町民の知る権利の尊重、説明責任の重視
- (10) 町民の個人情報保護
- (11) 企業との連携
- (12) 国、県、他の市町村との連携

第4章 町長、町職員の役割と責任

- (1) 憲法や法律への姿勢
- (2) 全体の奉仕者性、公正性
- (3) 効率的な予算執行義務
- (4) 職務への創意工夫、努力義務
- (5) 公職資質、知識・技能習得義務
- (6) 町民への説明責任、信頼獲得義務
- (7) 町民意見の尊重、町民目線の手法
- (8) 町民との一体性、協働のまちづくり
- (9) 情報共有、総合性、柔軟性、流動性（仮）
- (10) 適正給与、誠実職務

コメント [08]: 協働の定義が必要ではないか？

第5章 議会の役割と責任

- (1) 行政監視、チェック機能の強化
- (2) 政策提言努力
- (3) 議論、議会運営情報の積極的提供
- (4) 経費抑制、効率的な議会運営
- (5) 情報公開、開かれた議会運営
- (6) 町民の意思尊重、反映努力
- (7) 資質向上、知識・技能習得努力
- (8) 特定地域、支持者でなく、全町民代表行動の義務

第6章 町民の役割と責任

- (1) 自分の子どもと近隣の子どもの育成
- (2) ふるさとの歴史と文化を次代に伝える責任
- (3) 障害者、お年寄り、乳幼児づれの権利尊重
- (4) 相互連携、コミュニティ参加努力
- (5) 行政との協働
- (6) 町民の自立・自律
- (7) 公益活動、ボランティア活動への自主的参加と分担
- (8) 自治（行政、議会）の理解、意見提出、監視努力
- (9) 環境汚染行動の禁止、緑や環境の保全行動努力

(10)

コメント [09]: 第2章の(4)との関連で、効率的な財政運営のためには、町民自身にも、財政のことをきちんと考慮しようという趣旨の項目を入れた方がよい。

第7章 参加を保障するしくみ

コメント [010]: 「参加のしくみ」に修正

- (1) 情報提供・情報共有を効果的に行うしくみ
- (2) 予算単価、費用効果を検証するしくみづくり
- (3) 理解しやすい予算説明書の作成
- (4) 審議会・委員会等の委員の公募
- (5) 選挙の公開討論
- (6) マニフェスト選挙
- (7) 第三者行政監視（オンブズパーソン制度等）
- (8) 条例施行後の評価と見直し

コメント [011]: 第3章の(5)について、第7章にもってきた方がよいのではないかと、(あるいは、章を別立てとする。)

《その他の意見》

- ◇ワークショップから大分時間が経っていて、「何故この意見が出てきたか？」の理由が分からなくなっているものが多数ある。項目を箇条書きしているだけだとイメージがしづらいので、この資料にもう少し補足の言葉を盛り込んだものが欲しい。
- ◇何故この項目を盛り込むことになったかの趣旨（考え方）をつける必要がある。
- ◇実際に条例を運用したときに、齟齬なく機能するかどうかを考慮した構成に留意しながら、作業をすすめていく必要があるのでは？
- ◇条例の構成について、第2章の町政運営のあり方と第5章の町民の役割と責務について順序を入れ替えた方がよいのではないかと。町民の権利（第1章）と、町民の役割と責務を条例のはじめの方に置くことで、町民にも読んでもらいやすくなり、町民本位の条例であることをアピールできるのではないかと考える。